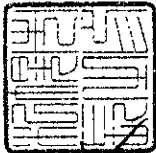


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月10日

札幌市長 秋元 克彦



札幌市規則第63号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(条例第3条第2項の規定による許可等の申請)	(条例第3条第2項の規定による許可等の申請)

改 正 前	改 正 後
第3条 (略) 2・3 (略) 4 条例第5条第3項第3号、第8条第4項、別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号イ若しくは備考19又は別表3 43の項第2号、46の項、48の項第3号、60の項第3号若しくは第4号、62の項第3号、63の項第3号、64の項第3号若しくは66の項第2号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。 5・6 (略)	第3条 (略) 2・3 (略) 4 条例第5条第3項第3号、第8条第4項、別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号イ若しくは備考19又は別表3 43の項第2号、46の項、48の項第3号、60の項第1号、62の項第3号若しくは第4号、64の項第3号、65の項第3号、66の項第3号若しくは68の項第2号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。 5・6 (略)

附 則

この規則は、札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第40号）の施行の日から施行する。